

# 介護保険サービス利用料金表

はまうづ医院  
(単位：円/回)

	種別	訪問時間	20分未満	30分未満	1時間未満	1時間30分未満
		訪問者				
基本サービス費 (1割負担)	訪問看護	正看護師	230	343	550	845
		准看護師	207	309	495	845
	訪問リハ	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	500			
	居宅療養管理指導	医師	500			
諸加算 (1割負担)	訪問看護	緊急時訪問看護加算	290 (月1回)			
		特別管理加算	250 (月1回)			
		ターミナルケア加算	1,200 (1回限り)			
	訪問リハ	リハビリテーション マネジメント加算	20			
		短期集中リハビリ テーション実施加算	330 (退院退所後1月以内)			
			200 (退院退所後3月以内)			
その他実費を いただくもの	交通費(実費相当分または1kmあたり20円)					

- ・上記金額はすべて、定められた単位数に対する1割負担の金額です。介護保険料のお支払状況により、3割負担の金額になったり、一旦全額(10割)ご負担いただいたうえで9割を市町村等より後日給付してもらおうようになることがあります。  
ただし、担当の介護支援相談員(ケアマネジャー)が作成した1ヶ月の計画単位数を超過した場合は、超過単位分について10割相当額をお支払いいただきます。詳しくは担当のケアマネジャーにご相談ください。
- ・「基本サービス費」は、日中(午前8時～午後6時)のご利用料金です。早朝夜間および深夜は、それぞれ上記金額に対し25%、50%加算されます。
- ・「緊急時訪問看護加算」は、通常の訪問計画以外に緊急に訪問が必要となる可能性があり、その時に備えた緊急訪問体制を希望される場合に、同意を得て加算させていただきます。  
本加算をいただかない場合、予定外の訪問はいたしかねますのでお含みおきください。
- ・「特別管理加算」は、バルーンカテーテルの管理等、利用者が訪問看護実施上特別な管理を必要とする場合に加算されます。
- ・訪問リハビリにおける加算は、リハビリテーション実施計画に従って実施したりハビリテーションについて、所定の条件に該当した場合に加算されます。
- ・「交通費」は、通常の事業の実施地域を越えてサービスを実施した場合に、お支払いいただく場合があります。なお、自動車による訪問の場合、通常の事業の実施地域との境界を起点として計算します。
- ・これら以外にもご負担をお願いする場合がありますが、その都度ご相談させていただきます。

(平成18年4月1日現在)